

## 医療法人笠原病院一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくること  
によって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計  
画を策定する。

1. 計画期間 令和4年3月1日～令和7年2月28日までの3年間

### 2. 内容

下記4項目について、計画策定に際し、第1回目の目標とする。

#### 目標1)

令和7年2月までに、年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間8日以上を目指す。

#### 〈対策〉

- ・令和4年 3月～ 全員の年次有給休暇の取得状況を把握する。  
併せて、計画的な休暇取得促進のため、職員全員に「年次有給休暇取得予定表」による調査を実施、取りまとめを行った後、各職場長に情報を伝える。
- ・令和4年 4月～ 各職場長に年次有給休暇の取得状況を伝え、計画的な取得に向け奨励する。
- ・令和4年 9月～ 各職場長に年次有給休暇の取得状況を伝え、目標を達成できるよう勤務調整を実施する。  
以降、翌年度も同様のサイクルで目標達成を図っていく。

#### 目標2)

令和6年3月までに所定外労働時間の削減、上限時間を30時間→20時間に削減するための業務改善及び増員・配置換を行う。

#### 〈対策〉

- ・令和4年 3月～ 各職場において所定外労働を必要としている要因を分析するとともに、改善策を検討する。
- ・令和4年 6月～ 各職場長にヒアリングを実施。
- ・令和4年12月 (運営計画) 事業計画へ反映させる(修正する)とともに、適切な人員確保・配置を行っていく。

目標 3)

地域の学生（中学・高校・大学・専門学校生等）に対する職業体験・インターンシップの受入れを行う。

〈対策〉

- ・令和4年 3月～ 新型コロナウイルスの感染拡大にも配慮した受入れができるよう体制整備の検討を行う。
- ・令和4年 6月～ 近隣学校等への周知を行うとともに、受入れを開始する。

目標 4)

産後パパ育休（出生時育児休業）、育児休業制度の変更手続きを行うとともに職員へ周知を行う。

〈対策〉

- ・令和4年 3月～ 就業規則の変更に着手する。
- ・令和4年 6月～ 職員からの意見を求める。
- ・令和4年 7月～ 上記意見を反映した内容に修正を行う。
- ・令和4年 8月～ 過半数代表者に意見を求める。
- ・令和4年 9月～ 就業規則の変更・届出を行うとともに職員へ周知する。